

北海道特用林産物振興方針に基づく施策の取組状況

資料4

振興方針の目指す方向、推進方針に係わるこれまでの取組内容(振興方針P20～22の文により整理)

1 道産特用林産物の需要拡大			
きのこ類・山菜類			
消費者への普及・PRなどによる需要喚起			
項目	令和元年	令和2年	令和3年
①食育や木育のイベント等と連携した普及・PRを推進	(道)木の日パネル展でPR 10月4日・7日開催 道産しいたけ、きくらげを展示	10月8日～9日開催 道産しいたけ、きくらげ、ぶなしめじ、たもぎ茸を展示	(道)第44回全国育樹祭でPR 10月9日～10日開催 原木と菌床に生えたままのしいたけを展示
	(生産者団体)安全安心きのこセミナー開催 11月5日開催	コロナウイルス感染症の影響により中止	コロナウイルス感染症の影響により中止
②認証制度(GAP、HACCP、JAS等)の普及を通じた道産きのこ類・山菜類の品質の高さや安全性のPRを推進	(道)GAP認証の取得を推進するため、GAP認証審査費用等の一部を支援(農政部食品政策課)	(道)・GAP制度について道HPでPR・HACCPについて道HPでPR(食品衛生課)	(道)・GAP制度について道HPでPR・HACCPについて道HPでPR ※平成30年6月の食品衛生法改正に伴い、HACCPに沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、令和3年5月31日をもって本事業は廃止(食品衛生課)
	(生産者)JGAP認証の取得えのきたけ(1)	(生産者)GLOBAL GAP認証の取得	
③地域の農産物等と連携した地産地消の取組を普及	(生産者団体)農業・農村フェスタ参加 10月16日 道庁レンガ庁舎前庭	コロナウイルス感染症の影響により中止。	コロナウイルス感染症の影響により中止。
		(道)水産経営課主催のマイワシフェア 10月1日～10日開催 きのこを無償提供してくれる生産者を紹介	(道)水産経営課主催のおさかなフェア 10月～2月開催 きのこ生産者にフェアへのきのこ無償提供者募集情報を案内
④健康食品のブランドであるヘルシーDo認定製品などの新たな製品のPRを推進	(道)ヘルシーDoについて道HPでPR(経済部食関連産業室)		
		ヘルシーDo 令和2年認定1社(1品) 認定計3社(7品)	
⑤道産のブランド力を活かした道外での消費拡大に向けたPRを推進	(道)道内のきのこ生産者の情報を道HPでPR		
新たな販路の開拓による消費拡大			
⑥飲食店や学校給食などでの地産地消の取組による消費拡大を推進		(道)水産経営課主催のマイワシフェア 10月1日～10日開催 きのこを無償提供してくれる生産者を紹介	(道)水産経営課主催のおさかなフェア 10月～2月開催 きのこ生産者にフェアへのきのこ無償提供者募集情報を案内
⑦6次産業化による高付加価値製品の販売を促進	(道)専門的な知識を有する相談員による相談窓口を設置。(農政部食品政策課)		
		(生産者団体)6次産業化人材研修会(R2.11月～R3.2月) (北海道中小企業支援センター)	(公社)6次産業化サポートセンター(R3.6～R4.3月) (公益財団法人北海道農業公社)
⑧東京オリンピック・パラリンピックを契機とした販売を促進	(道・生産者団体)オリンピックパラリンピック道産農林水産物供給北海道協議会による取組		
	道産食材供給に向けたレセプション開催 8月26日開催	コロナウイルス感染症の影響により中止	※東京オリパラ協議会・幹事会 R4年3月をもって解散
消費者ニーズに応じた製品の研究			
⑨消費者ニーズの把握と、ニーズに応じた新品种・新製品の開発や新規用途の研究を推進	(試験研究機関) ・調査、研究及び生産者への技術指導を実施。		

北海道特用林産振興方針に基づく施策の取組状況

振興方針の目指す方向、推進方針に係わるこれまでの取組内容(振興方針P.20～22の文により整理)

1 道産特用林産物の需要拡大			
木炭・木酢液・薪			
消費者への普及・PRなどによる需要喚起			
	項目	令和元年	令和2年
①木育のイベント等と連携した普及・PRを推進	(道・生産者団体)	木の日パネル展で北海道産木炭をPR	
	10月4日・7日開催	10月8日～9日開催	
②消費者に木炭・木酢液に関する正しい知識を伝えることにより道産製品のPRを推進	(道・生産者団体)	木の日パネル展で北海道産木炭をPR	
	10月4日・7日開催	10月8日～9日開催	
新たな販路の開拓による消費拡大			
③飲食店などでの道産木炭の品質の高さを活かした利用促進	(生産者団体)	飲食店やホームセンターへ	
	木炭を営業		
④公共施設や農業施設等での地産地消の取組による利用促進	(道) 道内の木炭・薪生産者の情報	を道HPでPR	
消費者ニーズに応じた製品の研究			
⑤消費者ニーズの把握とニーズに応じた木炭や木酢液の新規用途開拓を推進	(試験研究機関)	木酢液生産者の指導、生産状況調査	
		道外の動向情報調査	
その他の特用林産			
森林資源の有効活用を図るための情報収集・情報発信			
①多種多様な特用林産物の利用状況等についての情報収集・情報発信を推進	(道) 「令和2年度経営継続補助金」案内	6月22日通知	広葉樹を活用した成長産業化支援対策
	採択数：道 約10,806件／全国 約68,292件		5月11日通知
	(道) 「令和2年度経営継続補助金」2次案内	10月22日通知	(道) 「販路多様化緊急対策事業支援金」3次案内
	採択数：道 約4,867件／全国 約56,296件		5月31日通知
	(道) 「販路多様化緊急対策事業支援金」案内	2月4日通知	
	(道) 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」案内	3月5日通知	
	(道) 「販路多様化緊急対策事業支援金」2次案内		
	3月17日通知		

北海道特用林産振興方針に基づく施策の取組状況

振興方針の目指す方向、推進方針に係わるこれまでの取組内容(振興方針P.20～22の文により整理)

2 良質で安全・安心な道産特用林産物の安定供給			
きのこ類・山菜類			
森林の整備等と情報の共有による原木等の安定確保			
項目	令和元年	令和2年	令和3年
①きのこ生産の原料となる原木等の供給に関する情報と生産者の利用に関する情報を共有することによる原木等の安定確保を推進	(道) 生産者団体への原木調達の実況調査を実施	(道) 使用済み原木処分状況調査	(道) 原木供給可能量・事業体調査(可能事業体：11カ所)
	(R1年9月)	(R2年9月)	(R3年9月～10月)
	(R1年10月)	(R2年.11月)	(R3年10月～11月)
			原木供給可能量・事業体調査結果の情報提供(情報提供事業体：11カ所) (R3年11月～12月)
②きのこ生産の原料となる原木等の持続可能な資源確保	(道、生産者、森林所有者) 原木の供給量確保に向け、道庁内の関係課と協議		
③道内における種菌の製造、販売手法に関する検討を推進	(試験研究機関) ・調査、研究及び生産者への技術指導を実施。		
環境づくりによる担い手の確保・育成			
④生産者の組織化や共同化の推進及び研修等の実施による経営の安定を推進	(道、生産者、生産者団体) 全道的な生産者団体の組織状況		
	きのこ(5団体、174名) 各生産者団体において栽培研修会等を実施	きのこ(5団体、174名) コロナウイルス感染症の影響により中止	きのこ(5団体、174名)
⑤きのこ栽培に関する指導や研修の実施による生産技術の習得に向けた取組を推進	(道、生産者、生産者団体) 各生産者団体において栽培研修会等を実施	コロナウイルス感染症の影響により中止	
	11月5日開催(出品数92点) 生産者への技術指導を実施(通年)	コロナウイルス感染症の影響により中止	
⑥GAPの取組を通じた労働安全の確保を推進	(道) GAP認証の取得を推進するため、GAP認証審査費用等の一部を支援(農政部食品政策課)	(道)・GAP制度について道HPでPR・HACCPについて道HPでPR(食品衛生課)	(道)・GAP制度について道HPでPR・HACCPについて道HPでPR※平成30年6月の食品衛生法改正に伴い、HACCPに沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、令和3年5月31日をもって本事業は廃止(食品衛生課)
	(生産者)J GAP認証の取得 しいたけ(2)	(生産者)GLOBAL GAP認証の取得 えのきたけ(1)	
生産体制の整備による競争力強化			
⑦生産・出荷施設の整備による生産の効率化を推進	(道) しいたけ生産施設整備への補助(1件)		
⑧6次産業化の推進による高付加価値化を推進	(道) 専門的な知識を有する相談員に相談窓口を設置。(農政部食品政策課)	(生産者団体) 6次産業化人材研修会(R2.11月～R3.2月)(北海道中小企業支援センター)	(公社) 6次産業化サポートセンター(R3.6～R4.3月)(公益財団法人北海道農業公社)
	⑨認証制度(GAP、HACCP、JAS等)の取組や食品表示法の遵守を通じた安全性の高い製品の生産を推進	(道) GAP認証の取得を推進するため、GAP認証審査費用等の一部を支援(農政部食品政策課)	(道)・GAP制度について道HPでPR・HACCPについて道HPでPR(食品衛生課)
	(生産者)J GAP認証の取得 しいたけ(2)	(生産者)GLOBAL GAP認証の取得 えのきたけ(1)	

北海道特用林産振興方針に基づく施策の取組状況

振興方針の目指す方向、推進方策に係わるこれまでの取組内容(振興方針P.20～22の文により整理)

2 良質で安全・安心な道産特用林産物の安定供給			
木炭・木酢液・薪			
森林の整備等と情報の共有による原木の安定確保			
項目	令和元年	令和2年	令和3年
①木炭や薪に使用する原木の供給に関する情報と、生産者の利用に関する情報を共有すること			・原木供給可能量・事業体調査 (R3年10月～11月)(可能事業体:2カ所) ・原木供給可能量・事業体調査結果の情報提供 (R3年11月～12月)(情報提供事業体:2カ所)
	(生産者団体) 会報作成による業界動向の情報共有。→		
②木炭や薪に使用する原木の持続可能な資源確保に向けた森林整備等の推進	原木の供給量確保に向け、道庁内の関係課と協議。→		
環境づくりによる担い手の確保・育成			
③生産者の組織化や共同化の推進及び研修等の実施による経営の安定を推進	(道、生産者、生産者団体) 全道的な生産者団体の組織状況		
	木炭(1団体、30名)	木炭(1団体、26名)	木炭(1団体、26名)
④木炭や薪の生産に関する指導や研修の実施による生産技術の習得に向けた取組を推進	(生産者団体) 各地区指導員による指導・相談 (道央:白老)(道南:森町) (道東:池田町)→		
生産体制の整備による競争力強化			
⑥生産施設の整備による生産の効率化を推進	(道) H30,9月の地震で被害のあった生産者に対する補助(1件)		
⑦産地や品質の表示による付加価値の高い製品の生産を推進	(生産者、生産者団体) 統一ブランド名の表示に取組み、道産木炭の品質をPR→		
その他の特用林産			
森林資源の有効活用を図るための情報収集・情報発信			
①多種多様な特用林産物の生産状況や新技術等についての情報収集・情報発信を推進	(道) その他特用林産物の情報収集や、問合せへの対応→		